

第七条	法第十一條第二項の經濟産業省令で定める登録すべき事項は、次のとおりとする。
一 氏名	年生月日
二 住所	年月日
三 住所	年月日
四 勤務地及び勤務先	年月日
五 登録番号及び登録年月日	年月日
六 第十一条に規定する休止の申請の申請年月日及び第十二条に規定する再開の申請の申請	年月日

第六条 経済産業大臣は、中小企業診断士が前条各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき又は不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、その登録を取り消したものとする。

2 前項の場合において、経済産業大臣は、理由を付して、登録を取り消した旨を取消しの処分を受けた者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により中小企業診断士の登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。
(登録事項)

上取り扱つたことに関しても、知識を得た秘密を漏洩したり、又は盗用した者であつて、その行為を認められたと認められる日から三年を経過しないもの

八 前各号に掲げるもののほか、中小企業診断士の信用を傷つけるような行為をした者であつて、その行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの

九 次条第一項の規定により登録の取消しの处分を受けた者であつて、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

(登録の取消し)

六 分理士法(平成十二年法律第四十九号)、
公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)、
弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、
税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)
号) 又は技術士法(昭和五十八年法律第二十一
五号)の規定により登録の抹消・取消し若し
くは消除の処分(本人に登録を存続させる意
思がないと認められること又は本人が当該業
務を廃止したことを理由とするものを除く。)
を受け、又は業務を禁止された者であつて、
その処分を受けた日から三年を経過しない
もの

七 当社は理由がなく、中小企業診断士の義務

第十一条 (更新登録の要件) 更新登録の要件は、前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間ににおいて、次の各号のいずれにも該当するものとする。
一 次のいずれかに該当する事項を合計五回以上行つたこと。
イ 経済産業大臣が第三十七条第一項第一号の規定に基づき登録する者（以下「理論政策更新研修機関」という。）が行う診断又は助言に関する専門知識の補充のための研

3 番号及び更新登録の年月日」とあるのは、「登録番号及び登録年月日」とする。
4 前項の登録の有効期間の満了の日までに更新登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第四条第一項の登録証の交付があるまでの間は、従前の登録は、前条の登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
る。 前項の場合において、更新登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす

（更新登録）
第九条 前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、更新登録の要件を満たさなければならない。
第三条から前条までの規定は、更新登録について準用する。この場合において、第七条中

第八条 中小企業診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。
前項の登録の有効期間の末日が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日を登録の有効期間の末日とみなす。

二 土曜日

二 日曜日

三 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日

四 十二月二十九日から翌年の一月三日までの間（前号に掲げる日を除く。）

第一項の規定にかかるつづぎ、災害その他也やむ

3 月日を記載するものとする。
前項の規定により再開の申請を行うことがで
きることを証する書面の交付を受けた中小企業
診断士が、次条第一項の規定に基づき再開の申
請を行う場合の残りの登録の有効期間は、休止
の申請を行つた日の翌月一日から起算し、休止
の申請を行う前の登録の有効期間が満了する日
までの期間とする。

第二十一条 中小企業診断士は、中小企業の経営診断の業務に従事することを休止する旨の申請（以下単に「休止の申請」という。）を行う場合、登録の有効期間の満了する日までに、様式第四による申請書に登録証を添えて経済産業大臣に提出するものとする。

二 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合は、次条第一項の規定に基づき中小企業の経営診断の業務に従事することを再開する旨の申請（以下単に「再開の申請」という。）を行うことができることを証する書面を交付するとともに、中小企業診断士登録簿にその旨及び申請年

イ　一日を一点として、第一条第一項第一号に規定する実務に従事したこと。

ロ　一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習を受講したこと。

ハ　一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習について、指導を行つたこと。

二　一日を一点として、第二条第一項第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行つたこと。

(更新登録の特例)　ハ、ヘ、ヒ、ヒミ、ヒヌ、ヒヌシ

修（以下「理論政策更新研修」という。）又は基準省令第八条第二項に規定する理論政策研修を修了したこと。
口 理論政策更新研修機関が行う診断又は助言に関する論文の審査に合格したこと。ただし、当該論文は、理論政策更新研修機関があらかじめ送付する理論政策更新研修の内容に準じた資料に基づいて作成されなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、中小企業診断士登録簿に変更があつた事項及び変更があつた年月日を登録するとともに、登録証を訂正し、当該届出をした者に交付するものとする。
(登録証再交付の申請等)

日までの期間と再開の申請を行つた日からの期間を合計して」と、第十条中「次の各号のいずれにも」とあるのは「第二号に」と、同条第二号中「三十点」とあるのは「十五点」とする。

(登録の変更)

第十三条 中小企業診断士は、第七条第一号、第三号及び第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、登録証の訂正をするときは、同項の届出書に登録証を添付しなければならない。

の申請を行つた日の翌月一
月日を記載するものとする。
再開の申請を行い中小企業の経営診断の業務
に従事することを再開した者に係る第八条第一
項及び第十条の規定の適用については、第八条
第一項中「登録の日から起算して」とあるのは
「登録の日から休止の申請を行つた日の翌月一
月日を記載するものとする。

けた者は、再開の申請を行うことができる。次に各号のいずれにも該当する者は、再開の申請を行うことができる。

二 休止の申請を行つた日から起算し、十五年を超えないこと。

二 再開の申請を行う日前三年以内において、次のイ及びロの要件を満たしたこと。

イ 第一条第一項第一号に掲げているれば、一以上の実務に従事した日数又は第二号に掲げるいづれか一以上の実務補習を受講した日数の合計が十五日以上であること。

ロ 第十条第一号イからハのいづれかに該当する事項を合計五回以上行つたこと。

中小企業診断士は、前項の申請を行ふことを

2	登録証を汚し、又は損じて前項の規定による申請をするときは、申請書に当該登録証を添付しなければならない。
3	中小企業診断士は、第一項の申請をした後、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを経済産業大臣に返納しなければならない。 (登録の消除)
第十五条	経済産業大臣は、中小企業診断士が次登録の各号のいずれかに該当するに至つたときは、登録を消除するものとする。
1	第六条第一項の規定により登録を取り消されたとき。
2	登録の有効期間が満了し、かつ、第九条第二項において準用する第三条第一項に規定する登録の申請をしなかつたとき。
3	中小企業診断士が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、登録の消除を申請しなければならない。
4	登録の申請書に登録証を添えて経済産業大臣に提出することにより行う。
5	第一項第一号及び第二号の規定により登録を消除された者は、登録証を速やかに返却するものとする。
6	(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録)
第十六条	第一項の各号のいずれかに該当する者は、再登録の申請を行うことができる。
1	前項第一号の規定により登録を消除された者であつて、当該登録を消除された日から三年以内に第十条に規定する要件を満たしたもの
2	前項第一項第二号の規定により登録を消除された者であつて、前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日までに第十条に規定する要件を満たし、かつ、登録を消除された日から一年を超えないもの
3	第一項第一号に該当する者に係る第三条、第八条第三項及び第十条の規定の適用について

2	第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第三項並びに第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の日から」とあるのは「前回の登録の有効期間の満了の日の翌日から」と、同条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録(以下「更新登録」といいう。)の要件」とあるのは「前回の登録に係る登録の有効期間の満了の日」とする。
3	第一項第三号の登録の消除の申請(前項の規定により行われるもの含む。)は、様式第八号による申請書に登録証を添えて経済産業大臣に提出することにより行う。
4	第一項第一号及び第二号の規定により登録を消除された者は、登録証を速やかに返却するものとする。
5	(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録)
第十七条	経済産業大臣は、次の場合には、当該中小企業診断士の氏名、登録番号及び登録年月日(前条第二項の規定により再登録を行う場合は、再登録の年月日)を公示するものとする。
1	一 登録(更新登録を除く。)をしたとき。
2	二 第十三条第三項の規定による変更の登録(氏名又は名の変更に係るものに限る。)をしたとき。
3	三 登録の消除をしたとき。

2	第二節 登録実務補習機関の登録 (登録実務補習機関の登録)
第十八条	第一条第一項第二号イの登録(以下単に「実務補習機関登録」という。)は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。
1	実務補習機関登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
2	一 実務補習機関登録を受けようとする者は、次に掲げる要件に適合する方法により実務補習を行わなければならない。
3	二 実務補習機関は、公正に、かつ、第二十条第一項に掲げる要件に適合する方法により実務補習を行わなければならない。

2	二 実務補習機関登録を受けようとする者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
3	第一項第一号に該当する者に係る第三条、第八条第三項及び第十条の規定の適用について
4	二 実務補習の業務の開始予定日
5	三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものは「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第八条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の要件」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「再登録の要件」と、前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「三回」と、「三十点」とあるのは「十八点」とする。
6	四 第十九条次の各号のいずれかに該当する者は、登録の実務補習機関登録を受けようとする者に次条各号のいずれにも該当しないことを証する書類
7	五 第十九条その他の参考となる事項を記載した書類(欠格条項)
8	六 第十九条前項の実務補習機関登録を受けようとする者は、登録の実務補習機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した実務補習計画を経済産業大臣に届け出なければならない。この件は、第三条中「申請書を、登録を消除された日から四年以内に経済産業大臣に」と、第八条第三項中「第十条に規定する有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の要件」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「五回」とあるのは「再登録の要件」と、前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間」とあるのは「登録を消除された日から三年以内」と、「三回」と、「三十点」とあるのは「十八点」とする。
9	七 第十九条前項の実務補習機関は、第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習の業務の開始の年度においては、この限りでない。
10	八 第十九条前項の実務補習機関は、第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を行わなければならぬ。ただし、実務補習の業務の開始の年度においては、この限りでない。
11	九 第十九条前項の実務補習機関は、第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を行わなければならぬ。ただし、実務補習の業務の開始の年度においては、この限りでない。
12	十 第十九条前項の実務補習機関は、第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を行わなければならぬ。ただし、実務補習の業務の開始の年度においては、この限りでない。

じめ、次に掲げる事項を記載した届出書を経済産業大臣に届け出なければならない。

登録実務補習機関の氏名又は名称並びに法人であつては、その代表者の氏名

二 実務補習の業務を休止又は廃止しようとする

三 美術輔習の業務を休止しようとする期間
る日

四 実務補習の業務を休止又は廃止しようとする

(財務諸表等の備付け及び閲覧等) る理由

第二十六条 登録実務補習機関は、毎事業年度經

過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに

事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電

子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記

ては語訳する。ことができる方式で作りれる。語録であつて、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。以下この条において同じ。」の年成が、一九〇九年令ニ付う当該電

じこの作成がされている場合はおける。当該電磁的記録を含む。次項において、「財務諸表等」

（う。）を作成し、五年間事務所に備えて置

かなけれどはならない
実務補習を受けようとする者その他の利害関

係人は、登録実務補習機関の業務時間内は、
い

次に掲げる請求をすることができる。

登録実務補習機関の定めた費用を支払わなければ

ばならない。
財務諸表等が書面をもつて作成されてはある

ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

三二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
才務者表等の電磁的記録をもつて乍成され

三、財務諸表等の電磁的記録を作成しているときは、当該電磁的記録に記録された

事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示(ノード)の間違又は書写の

方法はより表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁

的方針であつて次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面

（電磁的記録に記録された事項を提供するための請求）

の電磁的方法

第二十七條 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録実務補習

機関が定めるものとする。

二 繼続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二一 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことがで
きる物をもつて調製するファイルに情報を記
録したものを受け付ける方法

二二 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成でき
るものでなければならぬ。

(適合勧告)

第二十九条 経済産業大臣は、登録実務補習機関が第二十二条第一項のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実務補習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
(改善勧告)

第三十条 経済産業大臣は、登録実務補習機関が第二十二条第一項から第四項までの規定に違反していると認めるときは、その登録実務補習機関に対し、実務補習を行うべきこと又は実務補習の実施方法その他の実務補習に関する事項についての改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
(登録の取消し等)

第三十一条 経済産業大臣は、登録実務補習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて実務補習の全部又は一部の停止を命ぜることができる。

一 第十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十二条第五項、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第二十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第二十八条又は前条の規定による勧告に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十二条 登録実務補習機関は、帳簿を備え、実務補習に関し次に掲げる事項を記載し、これを記載の日から三年間保存しなければならぬ。

(報告の徵収)

第三十二条 経済産業大臣は、次の場合には、そ
の旨を官報に公示しなければならない。
一 第二十条第一項の登録をしたとき。
二 第二十三条の規定による届出があつたと
き。
三 第二十五条の規定による届出があつたと
き。

四 第三十条の規定により登録を取り消し、又
は実務補習の業務の停止を命じたとき。

第三節 登録養成機関の登録

(登録養成機関の登録)

第三十四条 第二条第一項第一号の登録（以下この条及び次条において単に「養成機関登録」といいう。）は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。
一 養成機関登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一 養成機関登録を受けようとする者の名称及びその代表者の氏名
二 登録養成課程の業務の開始予定期
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 基準省令別表一及び別表二の「演習を教授する者及び実習の指導者の要件」に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類
二 前項の養成機関登録を受けようとする者が第十九条各号のいずれにも該当しないことを証する書類
三 その他参考となる事項を記載した書類
(登録養成機関の登録基準)

第三十五条 経済産業大臣は、前条の規定により養成機関登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
第一次のいずれにも適合していると認められるものであること。

イ 役員、職員、設備、研修の業務の実施の方法その他の事項についての研修の業務の実施に関する計画が、研修の業務の的確な実施のために適切なものであること。

ロ 研修の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて研修の業務が不公正になるおそれがないものであることを。

ハ 研修の業務に足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二 実施しようとする登録養成課程が、基準省令第七条に規定する養成課程の基準と同等の内容で実施されるものであること。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録養成機関の名称、代表者の氏名及び住所

3 基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十二条（第三項を除く。）から第三十三条までの規定は、登録養成課程について準用する。この場合において、基準省令第七条（第二項を除く。）中「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、同条第一項中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、同条第五項中「機構」とあるのは「登録養成機関」と、同条第一項中「学識経験者の意見を聞いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条並びに第二十一条の見出し及び同条第一項中「実務補習機関登録」とあるのは「養成機関登録」と、同条第一項中「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、第二十二条（第三項を除く。）、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二十八条から第三十二条までの規定中「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、第二十二条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五项、第二十四条（見出しを含む。）、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二十八条から第三十二条までの規定中「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、第二十二条第二項中「第二十条第二項」とあるのは「第三十五条第一項第二号」と、同条第四項中「第一項の規定に基づき実施した実務

いて同じ。)が相当と認める成績を得た者について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第二次試験に合格した年度又はその次年度に第二次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第二次試験を受けることとする。

3 第一項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第二次試験の期日までに第一次試験の全部又は一部が実施されなかつたことにより、第一次試験を受けることができなかつた者は、第一次試験の合格を経ずに第二次試験を受けることができる。ただし、第二次試験に合格した場合であつても、当該試験の期日の属する年度に実施する第一次試験に合格しなかつたときは、当該第二次試験の合格の効力は失われるものとする。

(受験手続)

第四十四条 試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第二次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第四十二条第一項の規定により第一次試験の試験科目のうちの一部の科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目に係る資格等を有することを証する書面を、前項に規定する第一次試験の試験受験申込書に添付しなければならない。

(受験手数料)

第四十五条 法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万四千五百円、第二次試験については一万七千八百円とする。

2 前項の受験手数料は、国に納付する場合にあっては前条第一項に規定する受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、指定試験機関に納付する場合については第五十二条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 第一項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。(合格証書の交付)

第四十六条 経済産業大臣は、第一次試験及び第二次試験に合格した者に、それぞれ当該試験の合格証書を交付するものとする。

(合格の取消し等)

第四十七条 経済産業大臣は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けさせることを禁止することができる。

2 指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関は、不正の手段によって試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けさせることを禁止することができる。

(第三章 指定試験機関)

第四十八条 法第十二条第二項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 経済産業大臣は、法第十二条第二項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(欠格項)

第四十九条 前条第一項の申請を行なう者が次いづれかに該当する場合は、法第十二条第二項の指定を受けることができない。

1 第五十五条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

2 その役員のうちに、法第十二条第三項若しくは同条第八項第二号又は法第十九条第一項の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

(指定の申請)

第五十条 法第十二条第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

2 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

3 試験事務を行おうとする日

4 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

5 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に關し必要な事項

(試験事務の休廃止)

第五十二条 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第五十三条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(法第十二条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び收支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験結果の報告)

第五十四条 指定試験機関は、試験を実施した場合において、中小企業診断士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、中小企業の経営についての専門的な知識及び技能又は中小企業に関する学識経験を有する者のうちから選任しなければならない。

(試験委員)

第五十五条 経済産業大臣による試験事務の実施等

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業大臣は、指定試験機関が第五十二条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、法第十二条第八項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八第二項の規定にかかわらず、試験事務の全

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 中小企業診断士試験委員(以下単に「試験委員」という。)の選任に関する事項を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

(試験事務規程)

第五十一条 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関がこの規則の規定に違反したとき、又は指定試験機関の運営が著しく不適当であると認められるとき。

2 指定試験機関の役員又は試験委員が、法第十二条第三項の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、法第十二条第二項の指定を取り消すことができる。

1 指定試験機関がこの規則の規定に違反したとき、又は指定試験機関の運営が著しく不適当であると認められるとき。

2 指定試験機関の役員又は試験委員が、法第十二条第三項の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

2 経済産業大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、法第十二条第二項の指定を取り消すことができる。

3 指定試験機関は、試験を実施したとき、又は試験結果の報告書に記載した合格者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験結果の報告)

第五十六条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、様式第十一の試験結果報告書に、合格者の氏名、生年月日及び合格証書の番号を記載した合格者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(経済産業大臣による試験事務の実施等)

第五十七条 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十二条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、法第十二条第八項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八第二項の規定にかかわらず、試験事務の全

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、試験委員の氏名、略歴、担当する試験科目及び選任の理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 指定試験機関は、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験科目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 指定試験機関は、試験委員の解任を含む。)を勧告することができる。

4 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験科目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 指定試験機関は、試験委員の解任を含む。)を勧告することができる。

6 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験科目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

7 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験科目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第五十五条第一項若しくは第三項の規定により指定を取り消された場合又は前項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三 その他経済産業大臣が必要と認めること。

第五十八条 (指定詔勅機関に係る公示)
經濟産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
云々

二 第五十二条の許可をしたとき。
三 第五十五条第一項又は第三項の規定により
旨主に取り扱ふことを。)

四 前条第一項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部

(立入検査の身分証明書)

附則（施行期日）

正する法律附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

第二条 中小企業診断士登録規則（昭和三十九年通商産業省令第百二十四号）は、廃止する。

第三条 この省令の施行前に中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正す

号) 第三条の規定による改正前の基準省令(以下「旧基準省令」という。)第四条第一項第一

下「旧試験」という。)のうち第十八条に規定する第一次試験に相当するものに合格した者が

る場合には、第二十一条の規定にかかわらず、その者の申請により、一回に限り、第一次試験の合否を終了後、第二次試験を受けることとする。

2 前項の規定により第二次試験を受けようとする者は、旧試験のうち第十八条に規定する第一

次試験に相当するものの合格証書を、第二十二条第一項に規定する第二次試験の試験受験申込書に添付しなければならない。
(日試験の合格者に関する経過措置)

第一項第五号に規定する認定の要件を満たしている者がこの省令の施行の日以後最初に行う登録の申請については、その者を第十一条第一項に規定する更新登録の要件を満たしているものとみなして、第九条の規定を適用する。

旧登録者であつて、前回の登録を受けた日からこの省令の施行の日の前日までの間に旧基準省令第四条第一項第五号に規定する認定の要件の全部又は一部を満たしていない者（以下「再

（口）済産業大臣が指定した法人が同項の規定に基づき行う研修を修了したこと。

ハ 六月を一点として、前回の登録を受けた日からこの省令の施行日の前日までの間にを通じて診断実施機関の職員として診断に係る業務に従事したこと。

ハ 一回を一点として、前回の登録を受けた日からこの省令の施行日の前日までの間に診断実施機関が行つた中小企業の診断の実務に従事したこと。

二 一日を一点として、第一条第一項第一号イからホまでに規定する実務に従事したこと。

と。ただし、同号亦に規定する実務については、六月を一点とする。

ハ又はニに規定する実務補習を受けたこと。

イ又は口に規定する実務補習について、その一回の日程を通じて指導を行つたこと。ト二回を三点として、実務能力更新研修又は実務能力向上研修の実施に付随して行つたこと。

は基調省令第十九条第三項の規定に基く研修を修了したこと。トに規定する研修に一回を三点として、トに規定する研修に二回、三回の一日十時と通じて旨算を行ふ。

ついて、その一回の日程を通じて指導を行つたこと。前条の場合における第三条第二項第三号の規定の適用については、同号で「第十一条第一項

の規定の適用については、同項中「第十一条第一項に規定する有効期間の更新の登録」とあるのは、「附則第六条に規定する初回更新登録」とする。

(旧登録を受けていた者に関する経過措置)
第八条 旧登録を受けていた者であつて、この省令の施行の際既に登録を消去されているものとの命令の施行の際既に登録を消去されているものとの

うち適當と認められる者については、この省令の施行後一回に限り、最後に登録を消除された日から十二年以内の連続する五年間で附則第六

同上
条に規定する要件を満たした者を法第十一項第一号の経済産業省令で定める者及び更新経過措置対象者とみなして、第九条、附則第六

条及び前条の規定を適用する。この場合における附則第六条の規定の適用については、同条中「前回の登録を受けた日から初回更新登録の申

「申請の日までの間」とあるのは、登録の消除の日から初回更新登録の申請の日（当該期間が十二年以内である場合に限る。）までの間」とす

柱

（当該期間が二年以内である場合に限る。）までの間」とする。

別表一（第十八条及び第二十条関係）		この省令は、令和五年九月五日から施行する。	
実務補習に関する事項		要件	
実務補習の方法	実習	実業者数	六人以下
診断又は助言を二以上	二以上	グループを編成し診断又は助言を行う場合の一大グループの受講者数	二以上
行う対象中小企業者数	六人以下	一グループに対する指導者の数	一人以上
一グループに対する指導者	一人以上	一実務補習要件に該当する事業者数	一以上
報告会	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士を含む。）であつて、中小企業の経営方法又は技術に関する研修による実習の指導経験を有する者であること。	別表一の2（第十八条及び第二十条関係）	経営コンサルタント業を中心とする事業者として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士と同一のものであること。
実務補習の方法	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士を含む。）であつて、中小企業の経営方法又は技術に関する研修による実習の指導経験を有する者であること。	別表一の2（第十八条及び第二十条関係）	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士と同一のものであること。
実務補習要件に関する事項	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士を含む。）であつて、中小企業の経営方法又は技術に関する研修による実習の指導経験を有する者であること。	別表一の2（第十八条及び第二十条関係）	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士と同一のものであること。
実業者数	六人以下	別表一の2（第十八条及び第二十条関係）	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士と同一のものであること。
小企業者	六人以下	別表一の2（第十八条及び第二十条関係）	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士と同一のものであること。
助言を行う企業者	六人以下	別表一の2（第十八条及び第二十条関係）	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士と同一のものであること。
診断又は助言を行なう対象中小企業者	六人以下	別表一の2（第十八条及び第二十条関係）	経営コンサルタント業を中心とする事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士と同一のものであること。

この省令は、令和五年九月五日から施行する。

を含む。) であつて、中小企業の経営方法又は技術に関する研修に係る実習

別表四（第三十七条第一項第三号関係）		論文委員会の設置に関する事項	論文の審査等に関する事項	論文委員会の設置に関する事項
区域	論題の数			
北・東海道	五十点満点の総計百点満点とし、総点数の六十点以上を合格とする。	北道	北海道	中小企業の経営についての専門的な知識及び技能又は中小企業に関する学識経験を有する者の中から四人以上（うち、一人以上は理論政策更新研修の教材開発に携わった者とする。）を委員とする論文委員会を設置し、論題の作成及び合否の決定等論文審査に係る事務を統括する。
中部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	論文委員会の設置に関する事項
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	論文の審査等に関する事項
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	論文委員会の設置に関する事項

え、特に重
要と認めら

様式2(第3回提出)(1976年6月~第一回提出)	
申込書類新規種別 次試験会場選択	
姓 名	性 別
年 月 日	
上記の事項、下記の(りご)、申込書類新規種別(第3回提出用第14号)と 第3回(第3回提出により実施する次試験に合意したことを示す)。	
年 月 日	
既往歴重要大項 記入欄	
1. 上記の旨が合意したとし次試験会場選択年月日(第3回提出用第14号) について、全ての記入欄に記入した(提出日)	
2. 上記の旨が合意したとし次試験会場選択年月日	

様式第6号(郵便契約書)		郵便局名(郵便番号) (郵便局名)郵便番号(郵便局の名前)郵便局名(郵便番号)	
(郵便契約書)		中小企業新規生産促進更迭届出書	
		年月日	
郵便局番号: 大阪		郵便番号: _____	
		大: _____	
中小企業新規生産事業者について、下記のとおり変更を要申しましたので、中小企業新規生産事業者登録簿に手書き添削記入用紙(現の規定による)にて記入して頂けます。			
支 箇 事 項	現 支 箇 事 項	変 更 事 項	
1. (フリガナ) 会社名	会社名	会社名	
2. 住 所	〒 <input type="text"/> -	〒 <input type="text"/> -	
3. 通 話	左		
4. 郵便コード	<input type="text"/>		
5. 通 話	右 <input type="text"/> -	左 <input type="text"/> -	

様式第7（第144条関係）

様式第7（第144条関係）（中小山賃貸士業者印交付申請書
444-1-0032）

（様式7）	
中小山賃貸士業者印交付申請書	
年 月 日	
新規業者大区 開	
登録番号：_____	
元 。	
中小山賃貸士業者印の交付を乞ひたいので、中小山賃貸士業者印交付申請書及び交付手続に従事する旨の記載（印交付申請書）を提出して差し、下記のとおり申願します。	
<input type="checkbox"/> 賃貸業者を申しました。 <input type="checkbox"/> 住居証を算じました。 <input type="checkbox"/> 賃貸をもとへました。	
備考 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4をもとです。 2. 登録番号入り、又は縦に印交付をせよとする場合は、別途捺印を付けること。	

様式第8（第145条関係）

様式第8（第145条関係）（中小山賃貸士業者印交付申請書
444-1-0032）

（様式8）	
中小山賃貸士業者印交付申請書	
年 月 日	
新規業者大区 開	
元 。	
中小山賃貸士業者印交付申請書及び交付手続に従事する旨の記載（印交付申請書）を提出して差し、下記のとおり中小山賃貸士業者印の登録の申請を申願します。	
<input type="checkbox"/> 特別をせよとする者の氏名 <input type="checkbox"/> 両面を受けよとする者の登録番号 <input type="checkbox"/> 登録・削除の理由 <input type="checkbox"/> 登録解除の理由が発生した日 年 月 日	
備考 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4をもとです。 2. 元に登録番号による申請の場合は、別途捺印を付けること。	

様式第9（第444条関係）

様式第9（第444条関係）（中小山賃貸士業者印交付申請書
444-1-0032）

（様式9）	
中小山賃貸士業者印交付申請書	
年 月 日	
新規業者大区 開	
元 。	
中小山賃貸士業者印の交付を乞ひたいので、中小山賃貸士業者印交付申請書及び交付手続に従事する旨の記載（印交付申請書）を提出して差し、下記のとおり中小山賃貸士業者印の登録の申請を申願します。	
<input type="checkbox"/> 特別をせよとする者の氏名 <input type="checkbox"/> 両面を受けよとする者の登録番号 <input type="checkbox"/> 登録・削除の理由 <input type="checkbox"/> 登録解除の理由が発生した日 年 月 日	
備考 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4をもとです。 2. 元に登録番号による申請の場合は、別途捺印を付けること。 3. 本申請書は、登録の申請をする場合にのみ提出するものとし、他の場合は提出しないこと。 4. 本申請書は、登録の申請をする場合にのみ提出するものとし、他の場合は提出しないこと。 5. 本申請書は、登録の申請をする場合にのみ提出するものとし、他の場合は提出しないこと。 6. 本申請書は、登録の申請をする場合にのみ提出するものとし、他の場合は提出しないこと。	

様式第10（第44条関係）

1. 空輸船について、既存港大穴は付帯施設を新設する形態を実現する港区のいずれかを選択すること。
2. 空輸船大穴の設備構造等を複数港区に新設する形態を実現する港区のいずれかを選択すること。
3. 空輸船大穴の設備構造等を複数港区に新設する形態を実現する港区のいずれかを選択すること。
4. 港湾施設間に並立する場合には、既存の手荷物により空輸船を新設し、既存の手荷物をないこと。

様式第11（第56条関係）

備考 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第12（第59条関係）

